担当課	名 称	概要	助成・補助金額等	対象者等	所得 制限	補助金等に関して公 表している市のウェ ブサイト・アドレス	根拠法令·要綱等
市民生活課		中小企業者が公害防止施設を整備するため、県融資要綱の規定により金融機関から融資を受けた資金について、利子を補給するもの。	40万円を上限とする。	市内に工場または事業所を有する中 小企業者	無		砺波市公害防止施 設整備資金利子補 給金交付要綱
商工観光課	みんなでチャ	砺波の顔となる中心市街地の空き店舗や、空き家情報バンクに登録されている物件を改修して店舗として使用する事業者に補助金を交付するもの。	収、整地、外構整備及び耐震改修に要 する費用を除く)、建築設計監理委託費	として週6日以上営業し、かつ、日中	無		砺波市空き店舗再 生みんなでチャレ ンジ事業補助金交 付要綱
商工観光課	雇用安定化助成金	非正規労働者等の正規社員化に取り組む 企業を支援するもの。	事業主が正規に雇用した対象労働者1人 当たり20万円の補助とする。	(1) 砺波市内に住所を有し、かつ、人 員整理に伴う解雇により離職した日 から6月以内の者等を正規に雇用し、 6月を経過し、なお雇用を継続してい る事業主 (2) 市税等を滞納していない。	無	https://www.city .tonami.lg.jp/se rvice/2351p/	砺波市雇用安定化 助成金交付要綱
商工観光課		新事業の創出及び事業者間の相互交流を 図るための展示会、商談会等への出展を 支援し、販路拡大につなげるもの。		砺波市内に住所又は主たる事業所(事務所、工場、その他これに類するものをいう。)を有する事業者で、市外で開催される展示会、商談会等に出展する者	無	https://www.city .tonami.lg.jp/se rvice/2103p/	砺波市市内企業等 出展助成事業補助 金交付要綱
商工観光課	障害者雇用奨 励金	障害者を継続雇用する事業主を支援する もの。	対象障害者1人当たり6万円の補助とする。	障害者で砺波市内に住所を有するものを常用労働者として助成金支給期間満了後も引き続き1年間雇用し、以後も継続して雇用されると見込まれる事業主	無	https://www.city .tonami.lg.jp/se rvice/2354p/	砺波市障害者雇用 奨励金交付要綱
商工観光課		創業者支援資金を金融機関を通じて利用 した者に対して、その時に生じた保証料 を補助するもの。		(1)同一業種に1年以上継続して勤務 し、当該業種と同一業種の事業を市 内で営むため資金を必要とする者 (創業1年以内) (2)市税等を滞納していない。	無	https://www.city .tonami.lg.jp/se rvice/2081p/	砺波市中小企業融 資等制度要綱
商工観光課	事業・農商工		計費、外注加工費、コンサルタント経	砺波市内に住所又は主たる事業所を 有する個人及び事業者で、地域資源 活用事業(本市の地域資源を活用し て新商品の開発や普及・販路拡大を 図るもの)又は農商工連携事業(農 業者と連携して新商品や新サービス を生み出すもの)に取り組む者	無	https://www.city _tonami.lg.jp/se rvice/34852p/	砺波市地域資源活 用事業・農商工連 携事業補助金交付 基準
商工観光課		中小企業振興資金を金融機関を通じて利用した者に対して、その時に生じた保証料を補助するもの。		(1)市内に住所又は事業所を有し、市内で同一事業を1年以上継続している中小企業者 (2)市税等を滞納していない。	無	https://www.city .tonami.lg.jp/se rvice/2081p/	砺波市中小企業融 資等制度要綱
商工観光課	資金(設備投	中小企業振興資金の設備資金を金融機関 を通じて利用した者に対して、その時に 生じた利子の1/2を補給するもの。		(1)市内に住所又は事業所を有し、市内で同一事業を1年以上継続している中小企業者 (2)市税等を滞納していない。	無	https://www.city .tonami.lg.jp/se rvice/2081p/	砺波市中小企業振 興資金融資利子補 給金交付要綱
商工観光課		新しく制度に加入する事業主に対して掛金の一部を助成するもの。	加入人数×加入月×400円(もしくは掛金の20%の少ない方)(24月分)	(1)条件を満たす中小企業事業者 (2)市税等を滞納していない。	無	https://www.city .tonami.lg.jp/se rvice/46767p/	砺波市中小企業退職金共済制度加入 促進補助金交付要 網
商工観光課	工業小口事業	小口事業資金(一般小口枠・零細小口枠)を金融機関を通じて利用した者に対して、その時に生じた保証料を補助するもの。	る場合は差し引く)	(1)市内で1年以上同一の事業を営んでいる小規模事業者(従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下))(2)市税等を滞納していない。	無	https://www.city .tonami.lg.jp/se rvice/2081p/	砺波市中小企業融 資等制度要綱
商工観光課	業制度融資緊	小口事業資金の借換資金を金融機関を通じて利用した者に対して、その時に生じた保証料を補助するもの。		(1)最近3か月間の売上高が過去3年間のいずれかの年の同期と比べて5%以上減少しており、経営改善計画を策定し、借換えを行うことにより経営の改善が期待される中小企業者(2)市税等を滞納していない。	無	https://www.city .tonami.lg.jp/se rvice/2081p/	砺波市中小企業融 資等制度要綱
商工観光課	(経営改善貸	マル経融資(経営改善貸付)資金を日本政策金融公庫を通じて利用した者に対して、その時に生じた利子の1/2を補給するもの。		(1) 商工会議所、商工会等の経営指導を受けている者及び推薦を受けた者 (2) 従業員は20人以下(商業・サービス業は5人以下) (3) 市税等を滞納していない。	無	https://www.city _tonami.lg.jp/se rvice/2081p/	砺波市小規模事業 者経営改善資金融 資利子補給金交付 要綱
商工観光課	イトオフィス	市外の事業者または市外に住所を有する 方が、砺波市内にサテライトオフィスを 新たに構える際に賃借料の一部を補助す るもの。		行う事業が、指定業種のいずれかに 該当すること (2)設置するサテライトオフィス等内 に常時勤務者が1人以上いること	無	https://www.city .tonami.lg.jp/se rvice/61529p/	砺波市サテライト オフィス等家賃補 助金交付要綱
商工観光課	魅力発信動画	人材確保を目的として、市内の事業者が その魅力を幅広く周知するためにウェブ 上で公開する動画の制作を補助するも の。		(3)市税等を滞納していない など (1)会社:市内に本店登記を有し、かつ市内に主たる事業所又は営業所を有するもの (2)個人:市内に住所を有し、かつ市内に主たる事業所又は営業所を有するもの (3)市税等を滞納していない	無	https://www.city .tonami.lg.jp/se rvice/60963p/	砺波市企業等魅力 発信動画制作費補 助金交付要綱